

平成29年度 社会福祉法人 八百津町社会福祉協議会

事業計画

事業方針

近年、地域社会や家族形態、個人の価値観などの大きな変化により地域や家庭が持っていた支え合いの力が急速に失われ、それに伴って様々な福祉課題・生活課題が顕在化してきました。課題の多様化や複雑化、複合的な課題を抱えるケースの増加などにより、これまでの制度や福祉サービスでは、解決が難しかったり、対応が困難なケースが発生してきています。

そうした中、地域の課題を皆が「我が事」として捉え、あらゆる住民が役割を持って主体的に福祉活動に参加する地域づくりが重要になってきました。本会では、こうした地域づくりの取組みを行っていくとともに問題を抱える方の思いを「丸ごと」受け止めるための総合相談事業にも力を入れていきます。

また、介護保険事業については、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向け、町内唯一の訪問介護事業所として今後も継続してサービスを提供していくよう、安定的な経営体制づくりを行っていきます。

上記を重点項目とし、地域住民やボランティア、民生児童委員、福祉協力員、福祉推進員、行政、関係団体等と連携・協力し、地域福祉活動計画の基本理念「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」実現を目指して次の各事業に取組みます。

事業内容

(網掛け：新規事業及び新たな取組み事項)

1. 法人運営

(1) 組織の運営

- ①理事会の開催 (年4回を予定 6月2回・11月・3月)
- ②評議員会の開催 (年2回を予定 6月・3月)
- ③監事会の開催 (5月)
- ④正副会長会 (必要に応じて開催)
- ⑤評議員選任・解任委員会の開催 (必要に応じて開催)

(2) 財政基盤の強化

会費の使途等について、福祉だよりに具体的に掲載するなどして社協活動のPRに努めるとともに未加入法人に対して個別訪問をするなどして、会員数・特別会員、法人会員の増員を図ります。(7月に募集)

(3) 福祉人材の育成

職員の資質・スキルの向上を目的とした内部研修を行うほか、県社協などが行う外部研修に積極的に職員を派遣します。

2. 企画・広報活動

(1) 広報紙「やおつ福祉だより」の発行（共同募金配分金事業）

社協及び社協事業について住民に理解いただくため、町内全戸に配布する広報紙「やおつ福祉だより」の内容に工夫を加え、充実を図ります。（年4回発行）

(2) 法人化30周年記念社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉活動に功労のあった方々を顕彰するとともに法人化30周年の記念事業として福祉講演会を開催します。

(3) 社協の見える化の推進

様々な世代に対して社協の活動を知ってもらうため、ケーブルテレビやホームページ（アドレス：<http://www.shakyo.or.jp/hp/982/>）、LINE（ライン）などのSNSを活用した広報を行います。

3. 調査・研究

(1) 地域の課題解決に向けた住民の連携体制づくりに関する調査・研究

地域支援事業に関連し、地域の福祉課題をそこで暮らす住民が自らの問題として捉え、互いに協力・連携しながら解決に向けて取り組む体制づくりについて研究します。

(2) 地域の拠点づくりに関する調査・研究

地域の住民が徒歩やコミュニティバスなどをを利用して出かけて行き、集まり交流するとともに地域の問題や困りごとについて話をする中で、新しい地域活動が生まれるきっかけが期待できる拠点づくりについて研究します。

(3) 在宅介護サービスの安定的な提供に関する調査・研究

仕事量の変動に対応し、安定・継続的にサービスが提供できる体制づくりについて調査・研究を行います。

4. 相談・支援事業

(1) 福祉総合相談の実施

職員全員が福祉に関する総合的な相談窓口となり、電話・面談で相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。（随時受付）

(2) 無料法律相談所の開設（共同募金配分金事業）

生活上の法律問題の解決に向けた相談・支援を目的として弁護士による無料法律相談を実施します。（年6回・偶数月）

(3) 生活困窮者に対する支援

仕事がない、住む家がないなど生活に不安や困りごとを抱えている方の相談を受け、必要に応じて支援制度を紹介したり関係機関へつなぐなどの支援を行います。

(4) 日常生活自立支援事業（県社協委託事業）

判断能力に不安がある方が、地域で安心して自立した生活を続けられるよう契約を締結し、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの契約の代行や預貯金の出し入れ等をお手伝いします。

5. 地域福祉活動の推進

(1) 地域支援体制づくり

生活支援コーディネーターを中心に町・関係団体等と協力連携し、情報の共有、地域資源の把握、サービスの検討・開発を行いながら、地域で支援を必要とする方に対する支え合い体制づくりを進めます。

(2) 小地域福祉活動の推進

民生児童委員・福祉協力員・福祉活動推進員（自治会長）と連携・協力し、地域における福祉課題の把握、解決に向けた取組みを行います。

(3) ふれあいきいきサロン活動の推進

各地域で開催されているサロンについて、開催回数に応じた活動費助成の増額の検討や他サロンの活動情報の提供などを行うとともに公民館や老人憩いの家などを活用し、住民のより身近な場所でのサロン開催を地域に働きかけるなどしてサロン活動の活性化を図ります。

(4) 地域の憩いの場づくりの推進

東部地区において、地域の住民が気軽に集い交流することができる憩いの場づくりを地域の方やボランティア等と協力、連携しながら行います。

6. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動者の育成、普及

町内で行われているボランティア活動について、福祉だよりの紹介などを通じて啓発を行うとともに新たな活動者の発掘を行います。また、地域の中の小さな困りごとを手助けする「チョコっと支えあいサポーター」の養成講座を開催し、地域での支え合い活動につなげます。

(2) ボランティア活動者の支援

ボランティア活動者が打合せや活動等を行う会議室や活動に必要な器材等の貸出しを行うほか、社協登録ボランティア団体が加入するボランティア活動保険料の負担、活動費の一部を助成するなどの支援を行います。

(3) 福祉教育の推進

① 福祉協力校・福祉協力園の指定と助成（共同募金配分金事業）

町内の全小・中・高等学校・保育園を福祉協力校・園に指定し、各校・園の特色を生かした児童生徒・園児の「福祉の心」を育てる福祉教育・福祉活動を推進します。

② 学校で行われる福祉講座への協力

総合学習の時間等を利用して学校で行われる点字学習、車いす体験などの講師として職員を派遣したり、必要な器材の貸出しを行います。

③ サマーボランティアスクール・ワークキャンプの開催

学校の夏期休暇期間に児童生徒が福祉について学ぶ数日間の福祉講座や町内の施設で介護等の体験を行う機会づくりを行います。

(4) ボランティア団体リーダー交流・研修会の開催

町内のボランティア団体の活動の活性化を目的に活動の中心的な立場の方に対する研修会を行うとともに相互に交流・意見交換する機会づくりを行います。

(5) 災害ボランティア研修会等の開催

災害ボランティア登録者を中心に地図を用いて災害対策を検討するD I G（災害図上訓練）を開催します。また、町外からのボランティアの受入れを想定し、災害ボランティアセンター立上げ訓練を行います。

7. 在宅福祉の推進

(1) 健康・生きがいづくり

①いきいき健康講座の開催

健康について学ぶとともに脳と身体の働きを活性化して老化を防ぎ、日常を元気で若々しく過ごすためのヒントを見つける講座を開催します。

②男の料理教室

食生活改善推進協議会の協力をいただき、概ね60歳以上の男性を対象とした全6回の料理教室を開催します。（1月～3月開催予定）

8. 介護保険等事業

(1) 訪問介護事業

介護保険法に基づき、要介護と判定された高齢者等の自宅へホームヘルパーを派遣し、入浴や排せつ、食事等の介護や掃除、洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言を行います。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス

在宅の要支援者で事業対象者と判定された方の自宅へホームヘルパーを派遣し、本人に残された身体機能を可能な限り活用しながら地域において自立した生活を継続できるよう支援します。

(3) 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、介護支援専門員（ケアマネージャー）による介護サービスの利用に関する相談支援、ケアプラン（サービス利用計画）の作成を行います。

(4) 介護保険関連事業

町から委託を受け、要介護認定のための訪問調査、住宅改修の支援、視覚障がい者の外出支援等を行います。

9. 福祉援助事業

(1) 児童福祉

①育児用品等購入費助成事業（共同募金配分金事業）

子育て中の親を支援するために1歳までの乳児が使用する紙おむつ等の育児用品の購入費を助成します。（乳児1～2人目1万円、3人目以降3万円）

②おもちゃ病院の開設

町内のおもちゃドクターに協力いただき、壊れたおもちゃを修理し子どもの物を大切にする心を育むおもちゃ病院を開設します。（2回開設の予定）

③放課後児童クラブ（学童保育）の運営に係る事務支援（町委託事業）

町が行う放課後児童クラブの事務について支援を行います。

④産前・産後ヘルパー派遣事業

産前・産後に母親が体調不良などにより家事や育児を行うことが大変な世帯にヘルパーを派遣し、支援を行います。

⑤新入学児童お祝い事業（共同募金配分金事業）

町内の小学校に入学する全ての児童（新1年生）の健やかな成長を願い、児童に対して記念品（文房具）を贈呈します。

（2）高齢者福祉

①食事サービス事業

調理・配達ボランティアの協力で毎月2回（第2・第4水曜日）ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯・重度障がい者世帯の内、希望者へ有料で夕食を配達します。

②ひとり暮らし高齢者等訪問事業

地域でひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯を社協職員が訪問し、生活状況・福祉課題の有無の聞き取りを行うとともにふれあいや見守りを行います。

③歳末食事サービス事業（共同募金配分金事業）

ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯の方に明るい新年を迎えていただけるよう町赤十字奉仕団の協力で、年末にお節料理を届けます。

④歳末お便り激励事業（共同募金配分金事業）

民生児童委員の協力で、75歳以上のひとり暮らしの高齢者宅へ年賀状を作成・送付します。

⑤寝たきりの高齢者に対する布団乾燥サービス（共同募金配分金事業）

寝たきりの高齢者に気持ちよく新年を迎えていただけるよう、使用している布団や毛布の消毒・乾燥を行います。

⑥福祉用具貸与事業（介護用ベッド、車いす、エアーマット、松葉杖）

病院からの一時退院やケガなどにより、短期間介護用品が必要になる介護保険の対象とならない方に対して福祉用具を無料で貸与します。

（3）障がい者福祉

①障害者在宅生活自立支援事業

障がい者が自宅において自立した生活ができるようホームヘルパーが介護や家事の支援を行います。

②障がい者移動支援事業（町委託事業）

八百津町が実施する地域生活支援事業の支給決定を受けた外出時の介助が必要な障がい者に対して、ヘルパーを派遣し社会参加を促進します。

③重度心身障がい者等へ交通費の助成（町委託事業）

重度心身障がい者・人工透析治療を受けている方に対し、通院のための交通費（タクシ一代・ガソリン代）を支給します。

④視覚障がい者へ音訳サービス

音訳ボランティア山びこ会の協力を得て、福祉だより・町広報等を音訳し町内の視覚障がい者へ郵送します。

⑤車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸出し

車いすを使用する高齢者や障がい者などの外出を支援するため、車いすのまま乗り込める軽自動車の貸出しを行います。

(4) 母子・父子福祉

①仲よし親子のつどい（共同募金配分金事業）

母子・父子家庭の親子の夏の思い出づくりとして夏休み期間中に日帰りのバス旅行を行います。

(5) 低所得者福祉

①生活福祉資金の活用指導（県社協委託事業）

岐阜県社会福祉協議会からの委託を受け、必要な資金を他機関からの借り入れることが困難な低所得世帯、高齢者、障害者に対し、世帯の経済的自立を目的として民生児童委員と連携しながら資金の貸付と必要な援助・指導を行います。

②生活一時資金の貸付

緊急的に生活費等を必要とする方に対して、他の援助を受けるまでの間、本会独自に5万円を上限として資金の貸し付けを行います。

③日常生活自立支援事業利用料の助成（共同募金配分金事業）

日常生活自立支援事業の利用者の内、所得が低い方に対して利用料の一部を助成します。（利用料の半額を助成）

④食糧支援の体制づくり

病気や障がい、離職などにより困窮状態となり食べる物に事欠く方があった場合に提供する少量の食糧の備蓄を行うとともに緊急的な食糧提供に関する町内のスーパーや商店、コンビニ等との協力体制づくりについて検討します。

(6) 被災者福祉

①災害見舞金の支給

自然災害や火災により町民の住居や身体に被害が及んだ場合、災害見舞金を支給します。

②災害被災者支援活動

町内で大規模な災害が発生した際に町災害対策本部と協議の上、災害ボランティアセンターを立ち上げて被災者からのニーズを受付け、ボランティア派遣等の調整を行います。また、必要に応じて赤十字奉仕団の協力で炊き出しを実施します。

10. 運営基金の造成

(1) 運営基金の積立と活用

福祉充実計画を策定する中で、運営基金の目的について改めて検討を行い、積立計画の明確化を行います。また、その他の積立金についても同様の検討を行います。

1.1. 共同募金運動等への協力

(1) 赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

助け合いの精神と福祉への参加を呼びかけ、募金の拡大に努めます。また、町産業文化祭において街頭募金、福祉センターでの窓口募金を実施します。

(2) その他の募金（災害支援金等）

大規模な自然災害などが発生した場合、各都道府県共同募金会が行う災害支援金等の募集に対し、迅速かつ適切な対応を行います。

1.2. その他

(1) レクリエーション器具及び福祉関係図書、ビデオの貸出し

地域の集まりなどで行うレクリエーションで使用する器具や点字のテキスト、介護法のビデオ等の貸出しを行います。

(2) 学校、ふれあいいきいきサロン等で使用する器材の貸出し

学校の福祉教育で使用する老人体験セット・点字板・白杖・アイマスク、いきいきサロンで使用するマイク設備・DVDデッキ・ハンドベル等の器材の貸出しを行います。

(3) 福祉関係者及び団体の活動支援

本会が事務局となっている下記団体の活動支援を行います。

- ・町老人クラブ連合会
- ・町身体障がい者福祉協会
- ・町赤十字奉仕団